

農業委員会だより



目次

- 農業委員会活動情報 2~3
- 農業委員担当地区紹介 3
- 農地の売買・賃借・転用に関するQ&A 4
- 横手市農地賃借料情報 5
- 農業者年金・全国農業新聞・編集後記 ... 6

真っ赤に実ったミニトマト

ぼくも収穫がんばるぞ！

7月下旬、大雄の高橋定義さんのトマト畑では、家族で収穫作業の真っ最中。夏休みの俊惺くんもお父さんの義和さんに教わりながら、収穫のお手伝いです。手掛ける品種はロッソナポリタンで、横手市実験農場と連携して平成24年から栽培をスタート。露地でのソバージュ栽培、生で食べられる甘口トマトです。作付面積は10㍍、目標収量は3.5ト、暑さの中で手作業の収穫に家族みんなで汗を流していました。

農業委員会活動情報

中間管理事業の推進と活用を

横手市農業委員会研修会

7月15日、農業委員会総会終了後、農業委員研修会が行われ、秋田県農業公社より農地中間管理事業について説明がありました。



昨年度の県内における農地中間管理機構の借入、転貸の面積について

は、目標の3,000鈔を超える農地を担い手農家へ集積することができ、県南地域で高い実績となつていくとのことでした。これまでの実施状況を踏まえ、担い手への集積を進めるため、今年度は出し手農家への周知活動や中山間地域での事業の推進に取り組むことや今後のスケジュールについて、また、耕作放棄地などを整備し貸付できるようにする基盤整備との連携について説明がありました。

さらなる女性の活躍を目指して

女性農業委員研修会

7月13日、平成28年度女性農業委員研修会が秋田市で開催されました。

はじめに、全国農業会議所が、改正農業委員会法における農業委員会の体制と活動の強化をテーマに情勢報告。担い手への集積・集約化や耕作放棄地の発生防止など、農地利用

の最適化をはじめとした改正後の業務内容に関する説明がありました。

また、公選制から市町村長の任命制へと変更となる新たな農業委員会制度において、女性の登用を実現し、農業委員・農地利用最適化推進委員として活躍するためにすべきことについての意見交換も行われました。



農地を活かし担い手を応援する

県南地区農業委員研修会

8月3日、大仙市で、農業委員と職員約150人が参加し、県南地区農業委員研修会が開催されました。

60年ぶりの大改革となった改正農業委員会法のもと、新たな組織運動として「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動推進要領」に基づく研修内容でした。

地域の農地を5年後、10年後にどうするかといった「未来に向けての農地管理」について、担い手育成や農地の集積、農地利用の最適化に向けた取り組み、遊休農地対策、農業者年金加入推進等、農業委員会の理解者や支援者を増やすことの重要性を考えさせられました。



遊休農地の解消に向けて

農地パトロール実施中

農業委員会では、遊休農地の解消や無断転用防止のため、農地パトロールを実施しています。

1回目は7月に行われ、各地域における農地の状況を確認しました。実施結果については、農業委員会に設置された農政推進委員会に報告され、農地の確保と有効活用に向けた検討が行われます。2回目は10月に実施予定です。また、農業委員による農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対しては自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するかなど意向調査を行うこととなります。



農地に関することは 農業委員にご相談ください

農業委員は、農地の売買や貸し借り、転用、相続、経営規模の拡大などに関する相談に応じます。各地区の担当委員にお気軽にご相談ください。

***横手**

境町	近江谷久雄
金沢	小原 重夫
黒川	菊谷 篤
旭	佐藤忠太郎
朝倉	佐藤 省美
横手	高瀬 俊作
栄	高橋 孝次
旭	高橋 尚也

***増田**

西成瀬	岩谷 寛
増田	千葉 肇
亀田	平良木 保

***平鹿**

吉田	飯野 正和
醍醐	泉 満廣
醍醐	佐藤 勇
醍醐	佐藤 義雄
浅舞	菅原一太郎
浅舞	高橋 昭
浅舞	原 利和
吉田	藤原 博

***雄物川**

館合・大沢・谷地	近江 清廣
里見	木村由美子
里見・福地	佐々木善一
大沢	佐々木正男
福地	西野 隆功
沼館	吉田 和儀
館合・沼館	吉田 豊

***大森**

大森	遠藤タミ子
上溝・猿田	斉藤 繁
松田・板井田	佐藤 仁
十日町・袴形	田口 元
大森	丹波賢太郎
八沢木・坂部	長谷山厚成

***山内**

大沢・土淵 駅前・相野々 上平野沢 下平野沢・筏	小野寺稲子
軽井沢・大松川 小松川・黒沢 南郷・三又	高橋 幸子

***十文字**

十文字	伊藤 亨
睦合	齋藤 和夫
三重	齊藤 龍平
十文字	佐々木 誠
睦合	佐藤真志子
睦合	菅原 孝一
植田	高橋 良一
植田	丹 健一

***大雄**

田根森	岡根 弘幸
阿気	小松 高義
阿気	佐々木秀一
田根森・田村	戸田 賢隆



農地の売買・貸し借り・転用に関するQ&A

Q1 農地を売買したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A1 耕作を目的に農地を売買、賃貸借する場合、農地法第3条による許可申請が必要です。農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方は、各地域局地域課（横手地域は農業委員会事務局）で申請していただきます。ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて50アール以上であることが必要です。



Q3 農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？

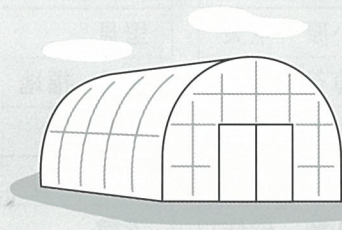
A3 住宅を建てる場合など、農地を農地以外にすることを農地転用といいます。農地転用する場合は農地法による許可が必要です。自己所有地を転用する場合は農地法第4条、他人の所有地を転用する場合は農地法第5条の許可申請を各地域局地域課（横手地域は農業委員会事務局）へ提出する必要があります。また、申請する場所によっては、許可できない場合や他の法律の手続きが必要な場合がありますので、事前に農業委員会へご相談ください。

Q2 農地の貸し借りを都合により解約することになりましたが、どのような手続きが必要ですか？

A2 農業委員会を通して貸借契約している農地を解約する場合、合意解約書の届出が必要となります。このため、賃貸している方、賃借している方の双方は、各地域局地域課（横手地域は農業委員会事務局）で届出していただきます。なお、解約にはお互いの合意が必要です。

Q4 農地にビニールハウスを建てる場合、農地転用の許可が必要ですか？

A4 ビニールハウスを建てる場合、その土地を直接利用して農作物を栽培するものは農地転用の許可は必要ありません。ただし、農作物を栽培する目的のハウスであっても、その土地を全面コンクリート等で地固めするときは農地転用の許可が必要となります。建築するハウスの目的や施設の構造・規模によっては、農地転用の許可が必要な場合がありますので、事前に農業委員会へご相談ください。



模によっては、農地転用の許可が必要な場合がありますので、事前に農業委員会へご相談ください。

農地の売買や転用
をお考えの方へ

農業委員会の許可が必要です

農業者の皆さんが所有する農地を移動する場合、農業委員会の許可が必要です。各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は原則下記のとおりです。締切日まで提出のあった申請は、翌月総会（毎月15日頃）に上程されます。

申請内容	締切日	許可書交付日
農地法第3条に規定する農地の権利移動（売買、贈与、貸借など）	毎月25日	総会終了後1週間以内
農地法第4条及び第5条に規定する農地の転用		総会終了後の月末
農地経営基盤強化促進法に規定する農地の権利移動（利用権設定、県公社売買）	毎月20日	告示日（総会終了の翌日頃）後、1週間以内

< お問い合わせ・ご相談・申請書提出先 >

- 農業委員会事務局（条里南庁舎） ☎ 35-2172
- 増田地域課農業委員会担当 ☎ 45-5515
- 平鹿地域課農業委員会担当 ☎ 24-1118
- 雄物川地域課農業委員会担当 ☎ 22-2187

- 大森地域課農業委員会担当 ☎ 26-2116
- 十文字地域課農業委員会担当 ☎ 42-5119
- 山内地域課農業委員会担当 ☎ 53-2934
- 大雄地域課農業委員会担当 ☎ 52-2111

横手市農地賃借料情報

農地法の改正に伴い、これまでの標準小作料制度が廃止されたことから、これに代わるものとして、農地の賃貸借契約時の賃借料を情報提供するものです。

昨年（平成27年1月から12月まで）締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

(10a 当たり)

地域	平均額	(田)	(畑)	総データ数
横手	12,209円 最高額 22,000円 最低額 5,000円	12,250円	9,448円	2,312
増田	13,203円 最高額 19,000円 最低額 5,000円	13,393円	7,830円	163
平鹿	15,248円 最高額 22,000円 最低額 1,000円	15,263円	13,432円	1,114
雄物川	17,110円 最高額 22,000円 最低額 4,000円	17,185円	9,817円	293
大森	16,014円 最高額 24,000円 最低額 5,000円	16,296円	7,029円	372
十文字	16,060円 最高額 25,000円 最低額 5,000円	16,056円	16,295円	457
山内	10,504円 最高額 15,000円 最低額 1,000円	11,391円	1,000円	18
大雄	16,577円 最高額 25,000円 最低額 5,000円	16,594円	15,677円	166
(参考)全地域平均	14,540円 (加重平均)			4,895

※データ数は、集計に用いた筆数です。
※平均額は、データ数による加重平均です。

農地の貸し借りをを行う場合は、この賃借料情報を参考に当事者間の話し合いにより賃借料を決定して下さい。



安心して豊かな老後を 農業者年金

加入要件

- 国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く。)
- 年間60日以上農業に従事
- 60歳未満

✓ 老後生活への備えは十分ですか？

65歳の農業者年金受給者の平均余命は**男性22年(87歳)、女性27年(92歳)**、日本人の平均余命は**男性84歳、女性89歳**であり、**農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。**

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で**月額約23万8千円**が必要です。(総務省家計調査などより)

国民年金は、**月々約6万5千円**(40年加入の場合)、**夫婦合わせて月額約13万円**です。豊かな老後生活のためには、国民年金プラス農業者年金が基本です。



✓ 農業者年金はどんな年金ですか？

★ 少子高齢化に強く安定した年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

★ 保険料の額は自由に決められます

保険料は、経営状況などに応じて自由に選択(月額2万円から6万7千円の間で千円単位)できます。

★ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

★ 農業の担い手には手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告者など農業の担い手には、国から月額最高1万円の補助があります。



東海林 順一さん
(平鹿町)

農業者年金加入者の声

将来の安心のために加入、社会保険料控除が決め手に

奥さんと就農して5年目となる息子さんと3人で、主に水稲と果樹栽培に取り組んでいる東海林さんは、もうすぐ農業者年金受給者となります。「私が受給できる年齢になりましたので、今度は息子の加入について検討を始めました。支払った保険料が社会保険料控除にでき、節税となるところにメリットを感じました。国民年金のほかに農業者年金もあると思うと安心です」と、息子さんの将来に備えて、保険料の額を自由に決められ、いつでも見直しが可能な通常加入を選択されました。

農業者年金の加入申込みやお問い合わせは、お近くのJAまたは農業委員会へ

全国農業新聞



週刊 月4回金曜日発行

購読料 月700円(税込)

購読の申し込みは、各地域局地域課
または農業委員会事務局へ

編集後記

昨年は空梅雨気味の年でしたが、今年には春から順調に推移していると思います。

今年は、九州地方で、甚大な災害が発生しました。自然災害はいつ起こるのかわかりませんが、農家や農業委員の方々は、たいへん苦勞されていることとお見舞い申し上げます。

年の半分が過ぎました。農家の皆さんは収穫までいろいろな作業管理があります。体調管理に気をつけてがんばりましょう。今秋は豊作であるように願っています。

農政情報策定委員

十文字地区 伊藤 亨

